

# 職務上請求書の使用、記載方法について（お願い）

神奈川県行政書士会総務部長

「行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない（行政書士法第10条）」、特に職務上請求書の使用に関しては、個人情報保護の観点、更には人権侵害につながる事のないよう、職業倫理の意識を高く持ち、厳正な使用・取扱いに努める必要があります。戸籍法、住民基本台帳法、行政書士法、日行連の「職務上請求書の適切な使用及び取扱いに関する規則」・「ガイドライン」、本会の「職務上請求書の取扱いに関する規則」等に従い、十分留意して使用してください。

## 職務上請求書の使用について

職務上請求書の使用による戸籍謄本等の請求は、行政書士又は行政書士法人がその職務上必要とする場合に限り認められています。たとえ行政書士又は行政書士法人であっても職務と関係なくこれを使用することは不正使用に該当し、処分の対象となります。

※他士業の兼業者は、他士業の職務を行う場合には、必ず各士業会が発行する職務上請求書を使用してください。

## 職務上請求書の記載方法について

白地部分に記載漏れがないようご注意ください。

### ①請求先

請求先の自治体の長。例) 横浜市長

### ②日付

### ③請求の種類

1枚の請求書で複数の請求が可能な場合も多いですが、必ず、各自治体の指示に従ってください。

### ④本籍・住所

- ・戸籍謄本又は戸籍の附票の写しの請求の場合⇒本籍
- ・住民票の写しの請求の場合⇒住所

### ⑤筆頭者の氏名・世帯主の氏名

- ・戸籍謄本又は戸籍の附票の写しの請求の場合⇒筆頭者
- ・住民票の写しの請求の場合⇒世帯主

### ⑥請求に係る者の氏名・範囲

- ・戸籍の抄本又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名及び生年月日、請求に係る者の範囲

### ⑦住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項

氏名、出生の年月日、男女の別等の基礎証明事項以外の、世帯主、続柄、本籍等の記載を求める場合にはその求める事項を記載。

### ⑧業務の種類

行政書士業務として職務上の請求が必要であることが判別できるよう、依頼者からの依頼内容を記入してください。なお、他士業兼業者であっても、他士業業務に行政書士職務上請求書を使用することはできませんので、ご注意ください。

適切であると思われる記載例	
	「〇〇許可申請書の作成」、「自動車登録申請書の作成・提出」、「相続関係説明図作成」あるいは「遺産分割協議書の作成」のいずれかまたはその併記、「公正証書遺言書の起案」、「土地売買契約書作成」、「贈与契約書作成」、「役員変更の株主総会議事録作成」、「役員変更の取締役会議事録作成」など。

### ⑨依頼者の氏名又は名称

行政書士業務の依頼者として適正な記載が必要となります。

### ⑩依頼者について該当する事項

3つの□欄のうち、必ずいずれかにチェックしてください。その上で該当する具体的な事由を記載してください。日行連から提示されている記載例を以下に示します。

記載例 1	車庫証明取得の業務依頼を受けたが、正確な住所を特定できないため、不正確だと自動車登録できなくなるので住所を確認する必要がある。
記載例 2	作成提出の業務依頼された自動車登録申請書に添付するため。
記載例 3	産業廃棄物処理業許可申請書に住所と本籍の記載及び添付を求められているため。
記載例 4	亡父甲野太郎の相続関係を特定するための調査に対し、依頼者の正確な本籍地が必要なため。
記載例 5	依頼者は、父甲野太郎が平成〇年〇月〇日死亡したことにより、相続人の1人となったが、相続分を確定させるためには、戸籍によって相続人を特定し、相続関係説明図を作成することによって明らかにする必要があるため。

記載例でも明らか通り、「正確な住所の特定」、「〇〇申請書に添付」、「相続人を特定し、相続関係説明図を作成する」など、具体的な事由の記載をするよう心掛けてください。

### ⑪提出先又は提出先がない場合の処理

行政書士業務の提出先をして適切な記載が必要となります。

例)「都道府県」、「市町村」、「建設事務所」、「農業委員会」、「運輸支局」、「警察署」、「都道府県公安委員会」、「文化庁」、「地方入国管理局」など。

※「遺産分割協議書作成」、「内容証明郵便作成」、「契約書の作成」等、提出先の明記ができない場合  
⇒「依頼者(本人)に渡す」、「内容確認後、請求者が管理・破棄」と記載ください。

### ⑫請求者

事務所所在地・事務所名・行政書士名を必ず記入の上、職印の押印を忘れないようにしてください。尚、ゴム印を用いる場合には、控えにも同様に押印してください。

### ⑬登録番号及び電話番号

行政書士証票に記載されている8桁の登録番号を記入してください。請求先からの問い合わせのために、電話番号も忘れずに記入してください。

### ⑭補助者

所在地(本職行政書士又は行政書士法人の事務所所在地)・補助者氏名を必ず記入の上、押印を忘れないようにしてください。尚、補助者は本会に届け済みの補助者に限り、行政書士の指導監督下において、使者として役所への請求ができます。その際には、補助者証を携行し、補助者章を着用してください。

い。

#### 依頼者による不適切な目的

職務上請求書は、行政書士の法定業務に関してのみ、その使用が認められるものであり、行政書士の業務以外で使用することはできません。また、法定業務に関する使用であっても、依頼者の目的を詳細に聴取した上で、不適切な使用とならないよう十分注意する必要があります。

- 例) ・ 真の目的はDVの加害者が被害者を見つけるため⇒間接的に加害者になる恐れ
- ・ 貸金債権回収の際の相手方を探すため
- ・ ただ単に戸籍謄本や住民票等の収集を依頼された⇒人権侵害の共犯になる恐れ

#### 郵送請求について

戸籍法施行規則第12条の2第5号ハ但書きでは、「ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとき(例:HP上の会員検索システム)は、第一号に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は要しない。」としていますが、業務の円滑な遂行のために、行政書士証票の写しを同封されることをおすすめします。

#### 購入及び払出しの方法

##### (1) 購入

「購入申込書」、「誓約書」が必要になります。

##### (2) 払出し

使用済み控え綴りを提出していただき、総務部長の指示により事務局が使用状況を確認いたします。使用状況によっては詳しい確認、「未記入理由書」、「顛末書」の提出、払出しの凍結をさせていただきます場合がございます(日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第22条第2項、23条、24条)。

#### 最後に

職務上請求書の使用、記載方法について説明をいたしました。職務上請求書の制度は、行政書士業務を行っていく上で、必須の制度であることはご理解いただけたと思います。しかしながら、不適切な使用が行われ、それが発覚することにより、制度自体が危機を迎えることは想像に難くありません。そして、何よりも職務上請求書により、個人情報収集される相手方の立場に思いをいたし、くれぐれも人権侵害になることのないよう、ご留意いただけますようお願いいたします。

## 職務上請求書によくある不適切な使用例（参考）

神奈川県行政書士会総務部長

### （１）業務の種類（別紙「職務上請求書の使用、記載方法について⑧」）

「相続調査」	行政書士業務に該当しない。 ⇒身元調査などの探偵業務にあたる
「相続登記」	行政書士業務に該当しない。
「家系図作成」	行政書士業務に該当しない。 ・鑑賞用または記念品として作成したもの ⇒「事実証明に関する文書」に該当しない（平成 22 年 12 月 20 日最高裁判決）
「後見業務」	行政書士業務に該当しない。※任意後見契約書の起案は可
「遺言執行業務」	行政書士業務に該当しない。 ⇒遺言執行人は、遺言による指定、遺言者が委託した者からの指定又は家庭裁判所の選任により、未成年者と破産者を除き、誰でもなることができるもの（専管業務ではない）。

### （２）依頼者の氏名又は名称（別紙「職務上請求書の使用、記載方法について⑨」）

「ディーラー（自動車販売店）」、「損害保険会社」、「宅建業者」、「調査会社」、「興信所」等  
⇒いずれの場合も行政書士業務のためではなく、単に依頼者の代理人として職務上請求書を使用することとなり不適切です。

### （３）具体的な事由（別紙「職務上請求書の使用、記載方法について⑩」）

「預金解約のため」	行政書士業務に該当しない。よって不適切な記載にあたる。 ⇒行政書士業務は、「相続関係説明図」、「遺産分割協議書」等の作成。
「生命保険手続き （死亡保険金の受け取り等）」	
「有価証券名義変更」	

### （４）社労士業務との業際の注意点

「一般労働者派遣事業許可申請」	社会保険労務士（以下「社労士」という。）法第 2 条第 1 項第 1 号に定める「別表第一」に掲記される社労士の独占業務（社労士法第 27 条）となっており、行政書士が当該業務を行えば、「1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（同法第 32 条の 2）と考えざるとえないと思料する。※ S 55.8.31 以前登録者を除く。
「特定労働者派遣事業届出」	
「有料・無料職業紹介事業許可申請」	

### （５）内容証明のための使用の注意点

書面等で確実に債権債務関係を確認してください。単に内容証明送付先の住所を職務上請求書で調査することは不適切な使用にあたります。単に戸籍謄本、住民票等の取得のみを依頼され、職務上請求書で請求することは、行政書士業務に該当せず、不適切な使用となりますのでご注意ください。

戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）  
住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）  
等職務上請求書

長 殿

平成 年 月 日

請求の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 原戸籍		謄本・抄本	通
	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票		の写し	
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書			
本籍・住所 (1)				
筆頭者の氏名 世帯主の氏名 (2)				
請求に係る者の氏名・範囲 (3)	フリガナ			範囲
	氏名			
	年 月 日生			
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (4)	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍又は国籍・地域 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項			
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合 (5)	業務の種類：			
	依頼者の氏名又は名称：			
	依頼者について該当する事由 <input type="checkbox"/> 権利行使又は義務履行 <input type="checkbox"/> 国等に提出 <input type="checkbox"/> その他正当な理由 上記に該当する具体的事由：			
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)				
請求者 (7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	行政書士会所属			職印
登録番号及び電話番号 (8)	登録番号 第 号	電話番号 — —		
補助者 事務所所在地 氏名	印			

